

大阪市浪速区長 榑 正文 様

大阪市職員労働組合
浪速区役所支部支援担当
本部書記次長 下村 泰正



2019年度要員確保に関する申し入れ

区行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかわるものであると認識している。

大阪市においては、「市政改革プラン2.0」により、大幅な事務事業の見直しや、経営形態の変更、民営化への流れが具体化されている。こうした中、本年10月には人事室より一律1%見直しの「人員マネジメント」等が示されたが、施策や事業のあり方について具体の考え方が明らかにされぬまま、職員数の削減計画達成に向けた数字合わせともいえる「人員削減ありき」の姿勢は極めて問題であることを申し上げておく。

行政内容の質や水準を低下させないために、業務内容・業務量に見合った要員配置が必要であると考え、また、それらは、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、次の点について申し入れを行うとともに、交渉事項として誠意を持って対応するよう申し入れる。

記

1. 2019年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを検討する場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る十分な情報を提供すること。
2. 恒常的に繁忙状況が生じている部門が固定化していることから、そうした部門について「仕事と人」の関係整理を行い、実態に即した要員配置を行うこと。また、今後想定される事業等についても、安易な兼務を行わないこと。
3. 法令などにより要員の基準が定められている職場に対し、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる適正な要員を確保すること。
4. 一般事務・技術職以外の免許職員等にかかる総枠について、業務執行に支障のないよう対応し、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うこと。
5. 「任期付職員」の任用について、問題点を認識したうえで、職員の勤務労働条件に変更が生じる事項については、時機を失することのないよう協議を行うこと。
6. 2020年4月から新たに設置される「会計年度任用職員」については、常勤職員の職務内容・職責と異なる必要があり、常勤職員が担うべき業務には常勤職員を配置すること。
7. 「大規模災害」にかかる行政対応について深刻な人手不足が明らかになっていることから、初動時体制の在り方を含め十分に検証しつつ、勤務労働条件が十分確保されるように対応すること。また、被災自治体への支援などについて、「仕事と人」への影響を検証し、必要な対応・対策の検討を行ない、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。
8. 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスの低下を来すことから、慎重に検討すべきであり、「事業の統合」「委託化」などといった課題については、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、事前に十分な交渉・協議を行うこと。

以上